

不正軽油撲滅NEWS

2 H18年6月発行

不正軽油は、
作らない、買わない、使わない

富山県不正軽油防止対策協議会
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
富山県経営管理部税務課内
TEL076-444-3178 FAX 076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様にご紹介しています。不正軽油の流通をくい止めるためにも、ぜひ、情報をお寄せください。
皆様からの情報が、不正軽油撲滅に繋がります！

不正軽油に関する罰則強化！

平成18年度の地方税法改正により、6月1日から「供給者罰則」が施行されました。

「供給者罰則」は、不正軽油の製造に使用される原材料を販売したり、資金や施設を提供した者に対する罰則として新設されたものです。

これにより、不正軽油に関わるすべての者が、罰則の対象となりました。

【供給者罰則の内容】

不正軽油の製造に使用されることを知りながら、

原材料（灯油・A重油など）や薬品類（濃硫酸など）を提供したり
資金や施設、土地、車両、機械・器具などを提供すると

【罰則】 「3年以下の懲役」若しくは「300万円以下の罰金」が科されます。
法人に対しては「最大2億円の罰金」が科されます。

（参考）・不正軽油であることを知りながら運搬、保管、取得すると…

不正軽油譲受罪 「2年以下の懲役」又は「200万円以下の罰金」
法人に対しては「最大1億円の罰金」

・軽油等の製造の承認を受ける義務に違反すると…

製造承認義務違反 「5年以下の懲役」又は「500万円以下の罰金」
法人に対しては「最大3億円の罰金」

「不正軽油撲滅宣言事業所」登録状況

協議会では、軽油の販売や使用をしていらっしゃる県内事業所を対象に、自ら不正軽油の撲滅宣言をしていただける事業所の募集・登録を実施しています。

5月末までに、678事業所に登録をいただいております。

「不正軽油撲滅宣言事業所」一覧は、協議会ホームページでご覧になれます。

富山県税務課 HP(http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1107/index.html)

軽油引取税 「富山県不正軽油撲滅宣言事業所」登録事業所

不正軽油の売り込みがあったとき、
不審なローリー車を見かけたときなどは、

「軽油110番」または
「総合県税事務所」までお電話を！
軽油110番 076-444-8110
総合県税事務所 076-444-4507